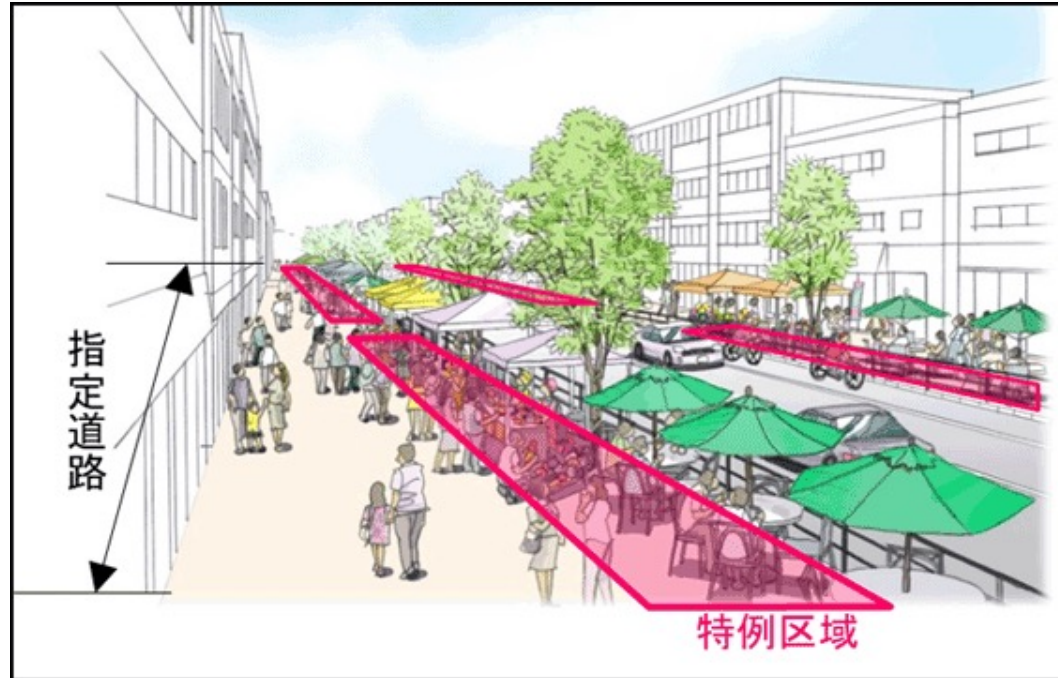
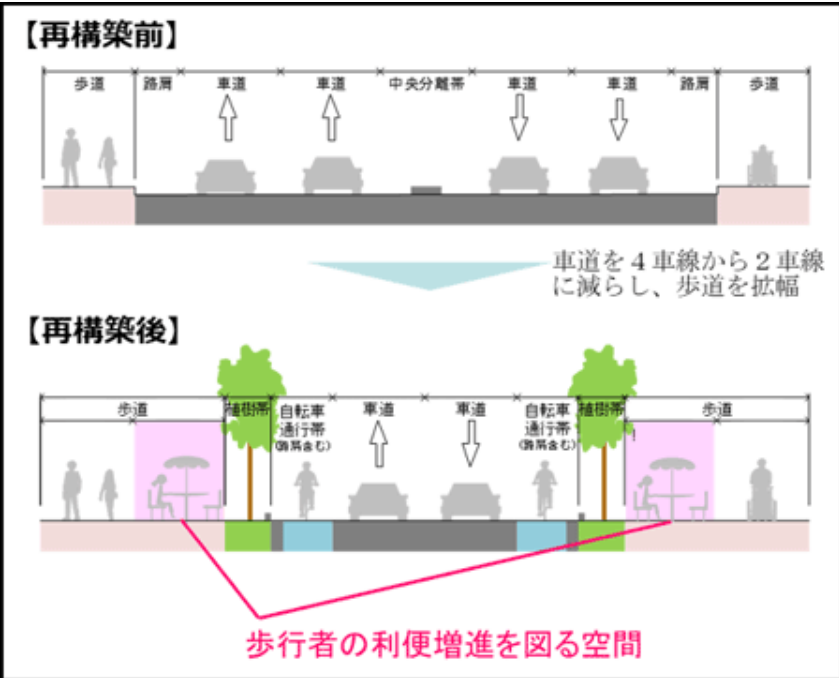


まちを歩く・訪れる目的を創る

MORE REASON TO VISIT

# 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度



## 〔構造基準に関すること〕

- 歩道の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることができます。  
(空間活用に関する関係者との調整が円滑に進むことが期待されます。)

メリット!

## 〔空間活用に関すること〕

- 特例区域を定めることで、道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められます。
- 道路空間を活用する者(=占用者)を公募により選定することが可能になります。  
この場合には、最長20年の占用が可能となります(通常は5年)。

## (参考)歩行者利便増進施設等として認められる物件

歩行者利便増進施設等として認められる物件の例	道路法施行令 第16条の2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔 ・ ベンチ ・ 街灯</li> <li>・ 電飾、提灯、ランプ ・ フラワーポット ・ 音響機材（スピーカーなど）</li> </ul>	第1号、第2号 第6号イ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看板 ・ 標識 ・ 旗ざお ・ 幕 ・ アーチ</li> </ul>	第1号、第3号 第6号ハ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事施設 ・ 購買施設 (テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。)</li> </ul>	第4号
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レンタサイクル用の自転車駐車器具</li> </ul>	第5号
イベントのために設けられる <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 露店 ・ 商品置場 ・ ステージ、やぐら、観客席 (テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。)</li> </ul>	第6号ロ

※ 青字は、施行令に明記されていないが、道路占用が認められ得る物件の例。

※ 施行令第16条の2第1号から第5号までに規定されているものは、第6号に規定されていなくても、  
イベントのために設けることは可能。

# 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度 | 先行事例

大手前通り(姫路市)



三宮中央通り(神戸市)



サンキタ通り(神戸市)



御堂筋(大阪市)

